

2027年JAF国内競技車両規則 第2編ラリー車両規定

※下線部：変更箇所

2027年規定	2026年規定
第1章 一般規定	第1章 一般規定
第1条～第9条 (略)	第1条～第9条 (略)
第10条 最低地上高 <u>9cm (アンダーガードを含む) とする。車両の1つの側面のすべてのタイヤの空気が抜けた場合であっても、車両のいかなる部分も地表に接してはならない。この計測は空車状態で（道路運送車両の保安基準 第1条六の状態 ※）平坦な面上で行われる。</u> <u>※「空車状態」とは、道路運送車両が、原動機及び燃料装置に燃料、潤滑油、冷却水等の全量を搭載し及び当該車両の目的とする用途に必要な固定的な設備を設ける等運行に必要な装備をした状態をいう。</u>	
第2章 (略)	第2章 (略)
第3章 R R N車両用改造規定	第3章 R R N車両用改造規定
第1条～第4条 (略)	第1条～第4条 (略)
第5条 サスペンション ブラケットを含むサスペンション部品の補強は同一材質で且つ当初の形状に沿っていることを条件に許される。 5.1) コイルスプリング 長さ、コイルの巻き数、線径、外径を含み自由。スプリングの数は、同一軸上に直列に取り付けることを条件として、自由である。 また、車高調整式への変更も許される。	第5条 サスペンション ブラケットを含むサスペンション部品の補強は同一材質で且つ当初の形状に沿っていることを条件に許される。 5.1) コイルスプリング 長さ、コイルの巻き数、線径、外径を含み自由。スプリングの数は、同一軸上に直列に取り付けることを条件として、自由である。また、車高調整式への変更も許される。 <u>ただし、最低地上高がアンダーガードを含み9cm以下とならないこと（R車両については公認書に記載されたホイールハブの中心とホイールアーチ開口部間の最小高さ寸法を遵守し、かつ最低地上高がアンダーガードを含み9cm以下とな</u>

5.2)～5.6) (略) 第6条～第12条 (略) 第4章 R J 車両用改造規定 第1条～第4条 (略) 第5条 サスペンション ブラケットを含むサスペンション部品の補強は同一材質で且つ当初の形状に沿っていることを条件に許される。 5.1) コイルスプリング 長さ、コイルの巻き数、線径、外径を含み自由。スプリングの数は、同一軸上に直列に取り付けることを条件として、自由である。また、車高調整式への変更も許される。 5.2)～5.6) (略) 第6条～第12条 (略) 第5章 R P N 車両用改造規定 第1条～第2条 (略) 第3条 <u>ラバーマウントおよびブッシュ</u> ラバーブッシュは材質の変更が無いことを条件に硬度、形状の変更が許される。ただし、マフラーマウント（取付具）を除き、取付軸は変更しないこと。	<u>らないこと)。</u> 5.2)～5.6) (略) 第6条～第12条 (略) 第4章 R J 車両用改造規定 第1条～第4条 (略) 第5条 サスペンション ブラケットを含むサスペンション部品の補強は同一材質で且つ当初の形状に沿っていることを条件に許される。 5.1) コイルスプリング 長さ、コイルの巻き数、線径、外径を含み自由。スプリングの数は、同一軸上に直列に取り付けることを条件として、自由である。また、車高調整式への変更も許される。<u>ただし、最低地上高がアンダーガードを含み9 cm以下とならないこと。</u> 5.2)～5.6) (略) 第6条～第12条 (略) 第5章 R P N 車両用改造規定 第1条～第2条 (略) 第3条 <u>シャシー</u> <u>3.1) 最低地上高：9 cm（アンダーガードを含む）とする。また、車両の1つの側面のすべてのタイヤの空気が抜けた場合であっても、車両のいかなる部分も地表に接してはならない。このテストは出走状態で（ドライバーが搭乗し）平坦な面上で行われる。</u> <u>3.2) ラバーマウントおよびブッシュ：ラバーブッシュは材質の変更が</u>
--	--

第4条～第9条（略） 第6章 AE車両用改造規定 第1条～第2条（略） 第3条 <u>ラバーマウントおよびブッシュ</u> ラバーブッシュは材質の変更が無いことを条件に硬度、形状の変更が許される。ただし、マフラーマウント（取付具）を除き、取付軸は変更しないこと。 第4条～第9条（略） 第7章（略） 以上	無いことを条件に硬度、形状の変更が許される。ただし、マフラーマウント（取付具）を除き、取付軸は変更しないこと。 第4条～第9条（略） 第6章 AE車両用改造規定 第1条～第2条（略） 第3条 <u>シャシー</u> <u>3.1）最低地上高：9cm（アンダーガードを含む）とする。また、車両の1つの側面のすべてのタイヤの空気が抜けた場合であっても、車両のいかなる部分も地表に接してはならない。このテストは出走状態で（ドライバーが搭乗し）平坦な面上で行われる。</u> <u>3.2）ラバーマウントおよびブッシュ：</u>ラバーブッシュは材質の変更が無いことを条件に硬度、形状の変更が許される。ただし、マフラーマウント（取付具）を除き、取付軸は変更しないこと。 第4条～第9条（略） 第7章（略） 以上
--	--